

(4) 社会人入試

社会人入試（社会情報学部）

実施学部・学科名	社会情報学部	社会情報学科
募集人員	若干名	
出願要件	<p>次の1から10のいずれかに該当する者のうち、平成30年4月1日現在、社会人経験（家事・家業従事者を含みます。）5年以上を有する年齢23歳以上の者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込みの者 2. 中等教育学校を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込みの者 3. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は平成30年3月31日までに修了見込みの者 4. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者若しくは平成30年3月31日までに修了見込みの者で、平成30年3月31日までに18歳に達するもの、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの 5. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成30年3月31日までに修了見込みの者 6. 専修学校の高等課程（修業3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は平成30年3月31日までに修了見込みの者 7. 文部科学大臣の指定した者 8. 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）又は合格見込みの者で、平成30年3月31日までに18歳に達するもの 9. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により本学以外の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの 10. 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成30年3月31日までに18歳に達するもの <p>※ 上記9又は10によって本学の出願資格を得ようとする者は、「9. 入学資格審査について」（102ページ）を参照してください。</p>	
選抜方法	選考は、小論文・面接（個人面接／15分／面接員複数）・学力テスト（数学及び英語）及び出願書類を総合して判定します。	
出願期間	平成29年11月1日（水）から11月6日（月）	
選抜期日	平成29年11月18日（土）	
合格者発表	平成29年12月5日（火）	
その他	社会人入試学生募集要項（入学願書付）の発表時期及び請求方法については、103・104ページを参照してください。面接時間は状況に応じて変わる場合があります。	

社会人入試（医学部保健学科）

実施学部・学科名	医 学 部	保健学科
募 集 人 員	各専攻とも若干名	
出 願 要 件	<p>次の1から10のいずれかに該当する者のうち、平成30年4月1日現在、社会人経験（家事・家業従事者を含みます。）3年以上を有する年齢25歳以上の者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込みの者 2. 中等教育学校を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込みの者 3. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は平成30年3月31日までに修了見込みの者 4. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者若しくは平成30年3月31日までに修了見込みの者で、平成30年3月31日までに18歳に達するもの、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの 5. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成30年3月31日までに修了見込みの者 6. 専修学校の高等課程（修業3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は平成30年3月31日までに修了見込みの者 7. 文部科学大臣の指定した者 8. 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）又は合格見込みの者で、平成30年3月31日までに18歳に達するもの 9. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により本学以外の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの 10. 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成30年3月31日までに18歳に達するもの <p>※ 上記9又は10によって本学の出願資格を得ようとする者は、「9.入学資格審査について」（102ページ）を参照してください。</p>	
選 抜 方 法	選考は、小論文Ⅰ（英語による出題）・小論文Ⅱ（文系の出題）・小論文Ⅲ（理系の出題）、面接（個人面接／20分／面接員複数）及び出願書類を総合して判定します。	
出 願 期 間	平成29年11月1日(水)から11月6日(月)	
選 抜 期 日	平成29年11月17日(金)、18日(土)	
合 格 者 発 表	平成29年12月5日(火)	
そ の 他	社会人入試学生募集要項（入学願書付）の発表時期及び請求方法については、103・104ページを参照してください。面接時間は状況に応じて変わる場合があります。	

社会人入試（理工学部）

実施学部・学科名	理工学部	総合理工学科（フレックス制）
募集人員	若干名	
出願要件	<p>次の1から10のいずれかに該当する者のうち、平成30年4月1日現在、社会人経験（家事・家業従事者を含みます。）5年以上を有する年齢23歳以上の者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込みの者 2. 中等教育学校を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込みの者 3. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は平成30年3月31日までに修了見込みの者 4. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者若しくは平成30年3月31日までに修了見込みの者で、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの 5. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成30年3月31日までに修了見込みの者 6. 専修学校の高等課程（修業3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は平成30年3月31日までに修了見込みの者 7. 文部科学大臣の指定した者 8. 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）又は合格見込みの者 9. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により本学以外の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの 10. 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 <p>※ 上記9又は10によって本学の出願資格を得ようとする者は、「9.入学資格審査について」（102ページ）を参照してください。</p>	
選抜方法	<p>以下の2項目を総合して判定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 出願書類 (2) 面接（個人面接／約30分／面接員複数／口頭試問を含む） 	
出願期間	平成29年11月1日(水)から11月6日(月)	
選抜期日	平成29年11月22日(水)	
合格者発表	平成29年12月5日(火)	
その他	<p>社会人入試学生募集要項（入学願書付）の発表時期及び請求方法については、103・104ページを参照してください。面接時間は状況に応じて変わる場合があります。また、面接時間の長さは合否には影響しません。</p>	